

やなせたかし文化賞授与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人やなせたかし記念アンパンマンミュージアム振興財団（以下「財団」という。）が、やなせたかし氏の遺言により、子どものための良心的な漫画、絵本、作詞作曲等の芸術的活動に対して、2年に1度、やなせたかし文化賞（以下「文化賞」という。）を授与し、顕彰・奨励することで、子どものための芸術文化の向上と振興に資することを目的とする。

(文化賞の受賞者の範囲)

第2条 文化賞は、次の各号のすべてを満たす個人又は団体に対して授与する。

- (1) 子どものための漫画、絵本、作詞作曲等の分野に属する優れた作品を制作している活動中の個人又は団体
- (2) 子どものための芸術文化の分野において、優れた活動を行い、且つ育成や普及を通じて、その振興に功績顕著な個人又は団体
- (3) 子どものための芸術文化の分野において、将来一層の活躍が期待される個人又は団体
- (4) 活動の主たる拠点を国内におく個人又は団体

(受賞者)

第3条 文化賞の受賞者の合計は、5名(組)以内とする。大賞は文化賞の受賞者から1名(組)を選定する。

やなせたかし文化賞 大賞

賞金 100 万円・メダル 1 名(組)

やなせたかし文化賞

賞金 50 万円・メダル 4 名(組) 計 5 名(組)

(受賞者の発表ならびに授与の期日)

第4条 文化賞の受賞者の発表は、やなせたかし氏の100回目の誕生日である2019年2月6日とし、その後は2年に1度、奇数年の2月6日に行うものとする。

2 授与式は、発表後から当該年度末日までに行う。

(旅費の支給)

- 第5条 各受賞者は授与式へ招待し、参加に際して往復の旅費を実費支給する。
- 2 必要な場合は、受賞者の付き添い1名までの旅費を財団規程に基づいて支給する。

(推薦)

- 第6条 財団理事長は、公の機関、子どものための教育機関または文化芸術関係機関や団体等から、文化賞の候補者の推薦を受ける。ただし、文化賞の受賞者を候補者とする推薦は受けない。
- 2 文化賞の候補者を推薦しようとする者又は団体は、所定の期間内に「やなせたかし文化賞候補者推薦書(様式第1号)」に候補者に関する書類等を添えて、財団理事長に提出する。

(選定の手続)

- 第7条 文化賞は、前条第2項の推薦書の提出があったもののうちから、選定委員会(以下「委員会」という。)の選考に基づき決定する。

(委員会)

- 第8条 委員会は、子どもの芸術文化に関する見識を有するもののうちから、財団理事長が選任し、財団理事長が委嘱する選定委員(以下「委員」という。)で構成する。
- 2 委員会は5名以上10名以下の委員で組織する。また委員名は公表する。
- 3 選定委員長(以下「委員長」という。)を委員のなかから選任する。
- 4 委員長が特に必要と認めたときには、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 委員会は、委員の過半数の出席により開くことができる。ただし、委員の代理は認めないものとする。
- 6 委員会を欠席する予定の委員は、受賞者選定に関する意見を書面により事前に提出することができる。

(審査)

- 第9条 委員会は推薦書に基づき選定し、対象者に対して順位付けを行うとともに、受賞者を決定する。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委員の任期)

第 10 条 委員の任期は 2 年（募集開始から表彰式まで）とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長の職務)

第 11 条 委員長は委員会の議長を務め、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。
- 3 委員長は、表彰式において選定過程と結果を公表し、賞を授与する。

(その他)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、財団理事長が定める。

(補則)

第 13 条 この規程を改廃する場合は、財団理事会の承認を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成 28 年 12 月 23 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 12 月 5 日から施行する。